

PTA 活動をすすめるために

～学校・家庭・地域社会の架け橋～

－平成 20 年度－



✿ 京都府教育委員会

PTA役員OBからの応援メッセージⅠ

妊娠を知ってから、毎日ずっとお腹に話しかけてきた我が子を初めて胸に抱いた時、その小さな体から伝わって来る命の輝きに、何故か涙が出て来て止まらなかったのを憶えています。お腹の中から元気に私に話しかけた足、おっぱいを飲みながらまるで見えているかの様に私の顔をじっと見つめている瞳……。この子の親としての自覚と責任を私に目覚めさせたのはあの瞬間だったのかも知れません。

あれから15年、今では自分よりも遥かに大きくなった子どもを見上げながら、それでもやはり親としての自覚と責任は変わる事なく毎日を過ごしていました。そして昨年の春、PTAの役員決定の知らせを受けた私に、尊敬する先輩からこんなメッセージが届きました。

「PTAの仕事は子どもからのプレゼント。楽しんで、やりなさいよ。」でも私はとてもそんな風に思えなくて、山のような引き継ぎ書類と、それよりも、もっと大きなプレッシャーに押し潰されそうになりながら、一つ一つPTAの仕事に立ち向かっていました。

自殺、いじめ、登校拒否、インターネットから送られてくる誘惑。子どもが大きくなるにつれてどんどん深刻になってくる悩み……。子どもだけでなく、親も教師も血が噴き出しそうな胸の痛みを抱えながら毎日を送る現実。

子どもを取り巻く環境に、敏感にならざるを得ない立場に立ってみて、初めて現代社会が見えてきたような気がしました。もう、私が我が子だけをしっかり育てれば良い時代はとくに終わっていたのだ、と理解した時、『子どもからのプレゼント』という意味が、はっきりと解ったような気がしました。それは包みを開けたとたん、思わず嬉しくなるような物ではなかったけれど、親として、人として、これから私が生きる為の大きな指針となる物でした。「自分だけがちゃんとしていてもだめ、自分の子どもだけをちゃんと育てていてもだめ。子どもの幸せを願うのなら、子どもたち皆が幸せになる事を考えなくては……。何故なら、子どもは皆一緒に育っていくものだから……。」PTAの仕事を通して私が学んだ事です。初めは「大変」というイメージを拭えなかったこの仕事も、もっと大変な仕事を平気な顔でこなしている先輩をみているうちに「あたりまえ」と思えるようになり、頼りになる楽しい仲間がいっぱい出来ていました。これはPTAの仕事をした私への大きなお駄賃。そしてこれからの私の人生の大切な大切な宝物。これもまた、子どもからのプレゼントだったのでしょか。

子どもって『たまてばこ』。苦しんだり悲しんだり、心配したり。とても辛い思いをさせる物も入っているけれど、開けたとたんにきらきら輝く宝石が溢れ出すように私たちを幸せにしたり、笑わせてくれたり、生きるエネルギーを与えてくれるのもまた、子どもたち……。残念ながら子育ての時期はいつまでも続いてはくれません。この限られた時間をどうぞ大切に、そして楽しんで過ごしましょう。あなたの『たまてばこ』も、私の『たまてばこ』も共に健やかに、幸せに育つ事を願いながら……。



目 次

第1部 P T Aの生いたちとあゆみ

P T A活動の基本 Q & A	1
日本におけるP T Aのあゆみ	2
京都府内でのP T A組織の結成	2
P T Aの性格	3

第2部 P T A活動の進め方（基本編）

P T Aのめざすもの	4
P T Aの規約・細則	5
P T Aの組織	6
P T Aの予算編成	7
P T Aの事業計画の立案・実施	8
P T Aの学級・学年活動	9
P T Aの地域活動	10
委員会活動	11
母親委員会の活動	12
P T Aの広報活動	13

第3部 P T Aの具体的な活動 Q & A（実践編）

Q 1：P T Aと学校はどのような関係が良いのでしょうか	14
Q 2：家庭の教育機能を高めるための取組について教えてください	15
Q 3：「親のための応援塾」について、具体的に教えてください	18
Q 4：地域における子どもの学習・体験活動を充実するためには どのようにすれば良いのでしょうか	20
Q 5：研修会等で話し合いを行う場合、どのような形式がありますか	21
Q 6：ワークショップ（参加型学習）とは、どのような学習ですか	22
Q 7：P T A活動と生涯学習は、どのような関係があるのですか	24
Q 8：人権教育の学習はどのように進めたら良いのでしょうか	25
Q 9：「いじめ」「ネット上のいじめ」「不登校」について教えてください	28
Q 10：特別支援教育の取組について教えてください	34
Q 11：ホームページの開設はどのようにすればよいのですか	36
Q 12：P T A会員へ、効果的な情報提供を行うための方法がありますか	37

第4部 関係資料

・父母と先生の会のあり方について（抄） （文部省社会教育審議会報告 昭和42年6月23日）	38
・地域における生涯学習機会の充実方策について（抜粋） （生涯学習審議会答申 平成8年4月24日）	40
・社会教育関係団体について （社会教育法 抜粋、教育基本法 抜粋）	41
・「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（抜粋） （中央教育審議会答申 平成20年2月19日）	42
・京都府内の相談機関等	43

第 1 部

P T Aの生いたちとあゆみ



PTA活動の基本 Q&A



Q. PTAとは、どのような団体ですか。

A. PTAは、子どもたちの健全な成長を図ることを目的とし、保護者と教職員が協力して、学校及び家庭における教育に関し相互に理解を深め、その振興に努めます。さらに、子どもの校外における指導、地域における教育環境の改善と充実を図るため、会員相互の学習、その他必要な活動を行う社会教育関係団体です。

Q. PTAの運営について、注意すべきことは何でしょうか。

A. PTAはいろいろな思想・信条をもった会員で構成する組織ですから、会員の総意に基づいて運営されることが何よりも大切です。
したがって、PTAは、その目的・性格から、特定の政党や宗教を支援したり、営利を目的とする行為を行ってはなりません。

Q. PTA活動を進める上で、一番大切なことは何でしょうか。

A. 子どもたちの健全な成長を図るためには、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、連携し合うことが大切です。

特に、学校と家庭の協力体制が何よりも必要です。学校の最高責任者である校長と保護者の代表であるPTA役員が一致した教育を進める体制が、子どもたちの健全育成に最も重要なことです。

そして、この協力体制は、地域社会における子どもたちの教育についても重要な役割を果たします。



日本におけるPTAのあゆみ

PTAは、次のように歩んできました。

昭和 21 年 4 月	アメリカ教育使節団の報告書に基づき、文部省が全国に P T A の設置を推奨
↓	
昭和 22 年 3 月	文部省、都道府県あてに「父母と先生の会 ～教育の民生化のために～」(P T A 結成の手引き書)を送る。 ……P T A 結成についての指導 各学校に
昭和 24 年 6 月	社会教育法公布 ……P T A を社会教育関係団体として位置づける。
↓	
昭和 25 年	文部省、「P T A 模範実例集」「P T A 参考規約と解説」「P T A 結成の仕方及びプログラムの作り方」「P T A 質疑応答集」の 4 種類のパンフを刊行、配布
↓	
昭和 26 年 5 月	児童憲章制定 ……P T A 活動に対して大きな示唆
↓	
昭和 42 年 6 月	「父母と先生の会のあり方について」文部省社会教育審議会報告 (p 38 ～ 39 参照)

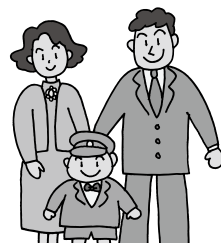
京都府内での P T A 組織の結成

京都府内の公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、それぞれに単位 P T A (育友会) が組織されており、その連合もしくは連絡団体として、次のものがあります。＜府レベル＞

	団 体 名	構成する P T A ・ 育友会	設 立
(1)	京都府公立幼稚園 P T A 連絡協議会	幼稚園 (市町村立)	昭和 38 年 10 月
(2)	※京都府国公立幼稚園 P T A 連絡協議会	国公立幼稚園 (京都市立含む)	平成 9 年 4 月
(3)	京都府 P T A 協議会	公立小学校・中学校 (市町村 (組合) 立)	昭和 29 年 10 月
(4)	京都府立高等学校 P T A 連合会	府立高校 (全・定)・特別支援学校 府立中学校	平成元年 3 月
(5)	京都府立高等学校定時制郡部育友会連合会	府立高校 (定)	昭和 44 年 6 月

※ (1) の協議会に国立・京都市立を含んだ協議会

PTAの性格



P T Aは、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の学校区ごとに組織されています。保護者は、原則として、子どもの入園入学と同時に加入し、卒園卒業と同時に退会するという仕組みの団体となっています。教職員も、その園や学校に勤務すると同時に加入し、転勤と同時に退会します。

P T Aは、昭和 24 年 6 月の社会教育法公布に伴い、同法に規定する「社会教育関係団体」としての取り扱いを受けることになりました。つまり、P T Aは、子どもたちの健全な成長を図るために、保護者と教職員が自主的に組織し、運営する任意の団体です。

子どもたちの健やかな成長や発達を支えるために、保護者も教職員も互いに学び合い、活動し、子どもたちだけでなく大人自身が、人間的な成長をとげることも大切です。

これらの点を踏まえて、会員が、活動をとおして社会的視野を広げ、生涯学習の大切さを知り、学べて良かったという満足感をつくり出すことが、P T A活動にとって重要です。

国の社会教育審議会報告「父母と先生のあり方について」（昭和 42 年 6 月 23 日）において、「P T Aの目的・性格」「P T Aの構成・運営」について、示されている内容は、次のようにまとめることができます。

- (1) 子どもの在学時を区切りとし、年齢、職業等が異なる多様な会員構成の団体
- (2) 民主的に運営される団体
- (3) 特定の政党や宗教に偏らない団体
- (4) 他の団体や機関との積極的な連携・協力により、地域の連帯感の醸成にも大きな役割を果たす団体
- (5) 営利を目的としない団体
- (6) ボランティア精神に基づき、自主的に学習及び活動する任意の団体
- (7) 学校区を範囲とする地域団体であり、市・郡・府（県）・全国と上部組織をもつ団体

<注>

学校教育法の一部改正により、平成 19 年 4 月から盲・聾・養護学校は、学校の種別としては特別支援学校に一本化されました。また、障害児学級は、特別支援学級に名称変更されました。

第 2 部

P T A活動の進め方 (基本編)

PTAのめざすもの



PTAは、それぞれPTAの規約に定められているように、「子どもたちの健全な成長を図ること」を目的としています。

学校と家庭、さらには、地域社会を結ぶ架け橋としてのPTA活動への期待は、ますます高いものとなってきています。

特に、最近の激しい社会状況の変化に対応し、学校・家庭・地域社会とのより一層の連携を図り、それぞれの教育的役割を果たしながら、体験活動の充実と、その体制の整備に努めることが大変重要です。

この目的を成し遂げるためには、保護者と教職員が協力して次の活動を進めていくことが大切です。

- ① 学校や家庭の教育について、互いに理解を深めながら、その教育の振興に努める。
 - ・ 児童生徒の学習活動や体験活動に対する情報提供や参加促進について学校との連携を深める。
 - ・ 家庭では、子どもの人間形成やしつけ等に係わる家庭教育の機能を一層発揮し、学校教育への過度の依存等の問題について考える。
- ② 子どもたちを取り巻く地域の教育環境の改善・充実を図るために会員相互の学習、その他必要な活動を行う。
 - ・ 子どもたちの地域の実情に応じたさまざまな学習活動や体験活動の充実を図る。
 - ・ 地域でのさまざまな体験活動等の基盤となる家庭、地域社会の教育力を活性化する。
 - ・ 地域の人々、自治団体、学校の協力等を得る。

◇学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実

中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（平成20年2月）において、PTAの果たす役割について、以下のように示されています。

PTAは保護者と教員がお互いを高めあい、子どもたちの健全な育成を支援する団体であり、学校行事の支援や登下校時の安全対策等、地域の行事、親子が参加してふれあう活動、保護者に対する子育て教室等様々な活動を各地域の実情に応じて実施しており、※＜略＞子どもの放課後の居場所づくりへの協力や早寝早起き朝ごはん運動の推進等、学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っている。

※ ＜略＞ P 42 「前述の」を省略しているため

P T Aの規約・細則



P T Aの規約には、各単位P T Aの基本的な活動方針、目的や特徴、運営方法や会費などを明示する必要がある、いわば国における憲法と言うべき性格のものです。一般的に、規約の中には、次のようなものを盛り込む必要があります。

＜規 約＞

- ① 名称・目的 ② 会の構成や組織 ③ 事業・活動内容
- ④ 役員・委員の選出方法や職務
- ⑤ 総会・役員会・委員会等の機関 ⑥経費

また、具体的な会の運営・活動を展開するために、現状や実態に即して次のような細則をつくる必要があります。その際、細則の改廃について規約に明記しておくことも必要です。

細則の内容としては、次のようなものが考えられますが、いずれも規約に違反したり、逸脱するものであってはなりません。

＜細 則＞

- ① 加入の手引き
- ② 会費の額や徴収方法
- ③ 会計の処理の仕方
- ④ 役員の選出方法
- ⑤ 専門委員会、学年P T A
- ⑥ 学級P T A、地域P T A等の運営方法
- ⑦ 表彰や慶弔規定 など

＜会員の理解を得る努力を＞

P T Aの規約は、会員に周知徹底していくことが大切であり、規約に対する会員の関心を高める工夫や努力が重要です。そのためには、読みやすく、分かりやすい内容で、必要最小限の内容、項目、さらに平易な表現を心がけましょう。会員の理解を得るためには、以下のような取組が考えられます。

- ① 入学説明会、就学時健診等を利用して、新会員に規約の説明の機会を設定する。
- ② 総会、学年P T Aなどで、規約の説明や協議の機会を設定する。
- ③ 規約に関することを広報紙などに掲載し、全会員に周知する。

PTAの組織

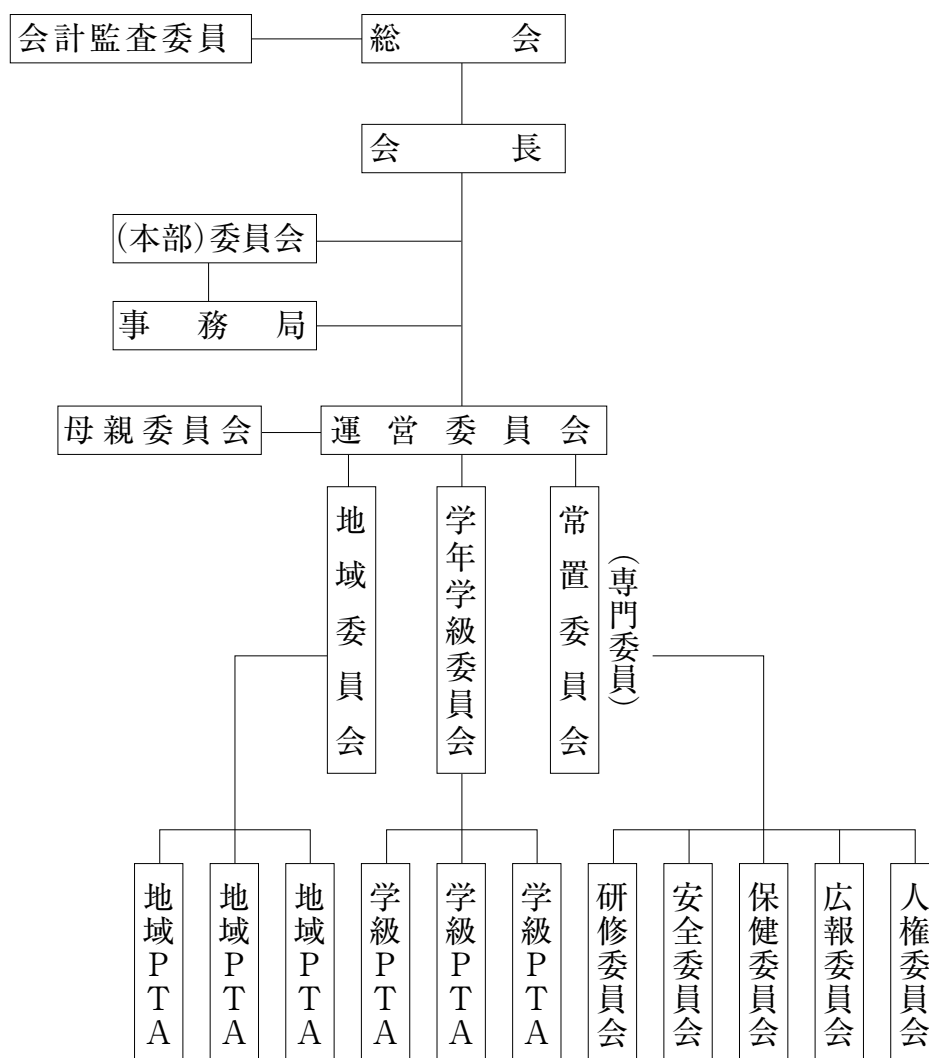


PTAの組織は、それぞれの役割・責任・分担が明確にされていることが大切です。

PTAの運営組織は、通常、議決機関は総会、執行機関は運営委員会（役員会）、監査機関は会計監査委員となっています。

これらの機関は、それぞれ独立した権限と責任をもって機能を果たすことが大切です。

単位PTAの組織図（例）



＜機能的な組織編成を＞

PTAの事業の重点は年度により異なりますので、事業を遂行するために有機的な組織編成を行う必要があります。また、必要に応じて、実行委員会組織を作って活動することも大切です。

PTAの予算編成



予算編成に当たっては、PTAの活動方針や目的に従い、PTA本来の活動に使われるようにすることが大切です。

◇予算編成に当たっての留意点

チェックポイント	期待される効果
① 新旧役員を交えた協議	新旧役員の意向が反映された予算案を作成することにより、役員同士の引き継ぎもスムーズに行える。
② 予算案の固定化の見直し	新たな活動を盛り込むことによって、活動の活性化が図れる。
③ 役員会で積極的な話し合い	それぞれの経験を生かした活発な意見交換により、活動の方向性が明確になる。

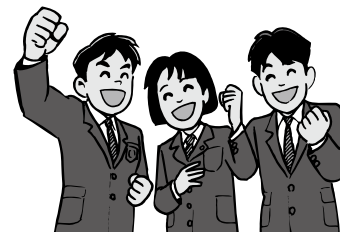
◇予算編成と事業計画

予算編成の作業と、事業計画作成の作業は一体のものです。なぜなら予算の編成作業を通して1年間の活動の全体のイメージがつけられ、充実した活動が約束されるからです。

予算編成は、次のような手順をふむ必要があります。

- ① その年度の活動の重点をしっかりとさえ、学級PTA・地域PTA・各専門部の活動状況やその成果を十分検証する。
- ② 学級PTA・地域PTA・各専門部から予算要求をしてもらう。
- ③ 予算原案の作成作業が終われば、運営委員会等で審議し総会提出案をつくる。
- ④ 総会に提案し、議決する。

PTAの事業計画の立案・実施



総会において議決された年間事業計画の具体的な実施案の作成は、各種委員会や専門部会が中心になって行います。次の点に留意して取り組むことが大切です。

① 実施のための計画・手順を立てる。

< P T A年間活動計画例 >

月	主 な 行 事 予 定
通年	あいさつ運動、本部役員会、運営委員会
4月	各委員会
5月	P T A総会、会報発行
6月	日曜参観、花植え
7月	地域懇談会、会報発行、研修旅行
8月	ソフトバレーボール大会
9月	体育祭、校内校外清掃
10月	P T Aバザー、人権研修会
11月	市P T A連絡協議会研修会、花植え
12月	P T A子育て研修会、委員会
1月	委員会
2月	各学年P T A懇談会
3月	会報発行、P T A総会

② 活動の主体は会員自身であること。

③ 事業計画は、実態をふまえて具体的に立案する。

- ・ 会員の声を反映したもの
- ・ これまでの活動実績を総括し、検討したもの
- ・ 会員が積極的に参加し、活動しやすいもの
- ・ 地域の教育課題の解決に役立つ創意にみちたもの
- ・ 長期の見通しの中に位置付けられたもの

④ 反省会を予定しておく。

⑤ 広報（P T Aだより等）により会員に知らせる。

- ・ 関心を呼びおこし、次の事業への参加意欲を高める。

PTAの学級・学年活動



学級・学年PTAは、同じ学級や学年の子どもたちの集団を基に組織されています。そのため、子どもの成長や発達について話しやすい場であるといえます。

話し合いは、身近な話題や関心の高い具体的なテーマで行います。学力の問題や遊びとの関係など、教職員からの資料の提供を受けたり、子どもの意見も聞いたりするなど準備をして話し合い、学習することが大切です。

いきなり成功談や結論を出すのではなく、お互いの実態を交流し合いながらその課題を克服するための意欲や展望を持てるような話し合いにすることが大切です。

◇親子行事

親子行事をすすめるのも大きな意味があります。保護者同士や保護者と教職員の結びつきを深め、協力し合う基礎をつくることができます。

また、他の子どもの成長の姿にふれることができ、同年齢の子どもたちの関係を知ることができます。(球技大会・野外レクリエーション・料理・工作・ボランティア活動や親子農園等)

◇第1学年のPTA活動の大切さ

小学校というまでもなく、中学校や高等学校でも、第1学年のPTA活動はその後のPTA活動全体に大きな影響を与えるといえます。保護者の学校に対する関心を生かした運営が特に大切です。

PTAの地域活動



子どもに良い教育環境を準備し、子どもの活動そのものをつくり出し、ひいては、PTA会員自らが成長するのがPTAの地域活動です。

◇地域懇談会

- ① 単位PTAや学校から課題を提起し、地域における子どもたちの生活について共通理解を深める。
- ② 小・中・高等学校及び特別支援学校のPTAでの合同の懇談会や交流会を行う。
- ③ 土・日や春・夏・冬休みの休業日に行う、地域での活動をきっかけに会員相互の交流を深める。

◇その他の地域活動

- ・ 子どもの登下校時の見守り活動や、安心・安全な子どもの居場所を確保する活動
- ・ 地域清掃等の生活環境をよくするボランティア活動
- ・ 自然体験活動などの親子の活動
- ・ 伝統的な遊びや文化を体験する活動
- ・ 青年や大人の集団と交流する活動
- ・ 思いやりのある人間関係をつくる学習活動

委員会活動

現在、一般に設置されている常置委員会や臨時委員会を大別すると次のようになります。



- ・ 専門委員会……広報、保健、安全、人権等の委員会
P T Aの日常的・継続的な活動について、調査・研究・立案をし、全体の活動として事業を実施
- ・ 連絡委員会……学級代表、学年代表、地域代表等の委員会
学級P T A、地域P T Aの連絡調整
- ・ 対策委員会……交通安全対策、環境浄化対策等の委員会
特別な事項、緊急な事項について、調査・研究・立案をし、会長が代表者となって対外折衝や事業を実施
- ・ 事業委員会……創立記念事業、P T Aのしおり作成等の委員会
特別な行事、事業を行うための調査・研究・立案及び事業を実施

＊ 会合をもつ場合は、会合や活動の記録をとることが大切です。

- ① 議事録 ② 活動計画書 ③ 関係あるP T A出版物、資料等

＊ 学校をはじめ地域や関係機関と協力して子どもたちの安全確保にかかわる活動も大切です。

- 子どもへの安全指導
- 通学路の安全点検、通学時の安全指導への協力
- 校内施設・設備の安全点検や、行事のときなどの校内巡視等への協力

母親委員会の活動



◇組織

母親委員会は、女性の会員が共に手をつなぎ、自分たちの力を高めることによってPTA活動に貢献しようとする組織です。

◇役割

子どもの健全育成を図るために、母親の役割や地域連携の在り方について実践活動を通して調査研究等を行うとともに、女性としての生き方についても交流を深める。

◇歩み

昭和46年8月

日本PTA全国協議会



・理事会に母親代表を加えてほしいと要望

昭和47年

日本PTA全国協議会

・「母親委員会」を設置



昭和49年

日本PTA全国協議会



・副会長1名を追加して母親代表のポストとする。
・府県PTA婦人リーダー研究会が開催される。

昭和51年

京都府PTA協議会



・「母親委員会」を設置

＜注＞

日本PTA全国協議会では、平成16年度から「母親委員会」の活動を休止しています。

平成18年

京都府PTA協議会

・「母親委員会」を「家庭教育委員会」に変更

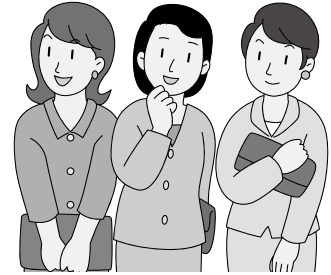
— 母親委員会の活動例 —

・子育てについての講演会・研修会 ・親子料理教室
・広報紙作成 ・芸術鑑賞会 ・子どもの衣服の交換会
・子どもの読書活動に向けた研修会 等

◇経過と今後の見通し

家庭の教育力の低下が指摘される中、京都府PTA協議会では父親と母親が共に自覚的に参画し、家庭教育の充実を具体的にすすめることが大切であるという観点から、組織表の「母親委員会」を「家庭教育委員会」に変更しています。今後は、母親委員会の取組で培われた成果をふまえ、男女が様々な場に共に参画していくことを目指す意識や体制づくりが望まれます。

PTAの広報活動



◇広報活動の意義・役割

- ① 会員の意識を高める。…………… 活動方針や活動状況を伝える。
- ② 信頼関係、連帯感をつくる。……… 会員の意見、主張、体験及び感想を伝える。
- ③ 学校教育に対する理解を深める。
- ④ 地域の人々への働きかけを行う。
- ⑤ 親の考え方、家庭のようすを知る。

※ 単に情報を提供するだけでなく、会員が問題意識をもったり、会員相互の意見交換や会員以外の人からの意見収集を行ったりする場となるよう配慮がなされれば、広報の効果は一層高いものとなります。

◇ 広報紙づくりの留意点

- ・ 広報紙全面が、役員のあいさつ記事にならない。
- ・ 学校の話ばかりに集中しない。
- ・ 記事が一方的にならないよう、会員の声も取り上げる。
- ・ 会員が関心をもっている話題を選ぶ。
- ・ 発行する各号ごとに、特集（テーマ）の設定を考慮する。
- ・ 見出しの工夫、写真やカットを入れるなど、読みやすく親しみを感じさせる紙面にする。

◇広報活動の方法

広報活動の方法として、広報紙の作成、配布だけではなく、インターネットのホームページ等を利用するなど、新しいメディアを活用した効果的な広報活動の方法を検討したり、自治会の協力を得て、地域の回覧板などで、大きな行事について地域住民に広報し、会員だけへの広報から会員以外の広報を展開していくことも必要です。このため、広報委員会の発行する広報紙だけでなく、各種委員会の独自の広報活動も考えていくことが望まれます。

第 3 部

P T A の具体的な活動 Q & A （実践編）

Q1：PTAと学校はどのような関係が良いのでしょうか

◇保護者と教員の良い関係

PTAは、保護者と教員のより良い協力関係のもとに進めることがベースとなります。この望ましい協力関係は、保護者は教員によって、教員は保護者によって磨かれ成長しあう関係です。つまり、子どもの健全育成と幸せを願う共通の目的に向かって、お互いに手を携えて協力しあう関係を構築することが大切です。

◇PTAの学校への協力

PTAは、学校の教育活動がより良く推進されるために、まず学校教育についての温かな、そして正しい理解がなくてはなりません。学校の教育目標、重点目標あるいは指導方針や目標などを十分理解して、学校の教育活動が効率的に進められるように必要な協力をしていくことが大切です。また、地域の自治会や子ども会、育成会などをはじめとする関係機関・団体との連携を深め、子どもたちにとってより良い地域環境づくりに取り組むことも、学校教育に対する大きな協力となります。

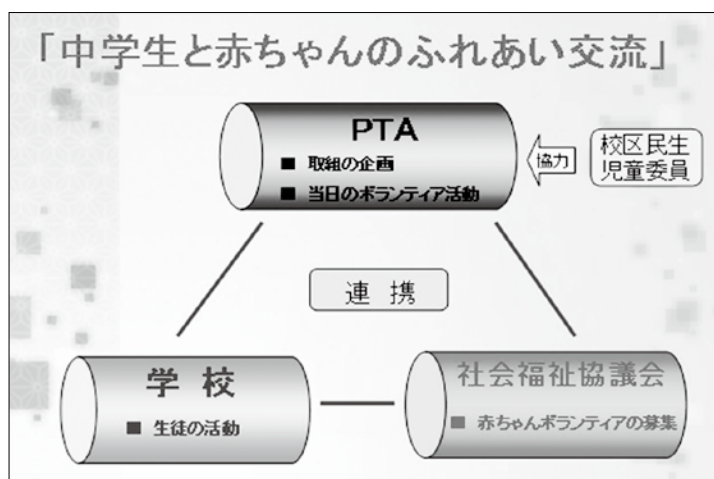
<PTA・学校・関係機関が連携した実践事例>～宇治市立東宇治中学校PTA～

●「中学生と赤ちゃんのふれあい交流」の概要

「命を輝かす人間」という教育目標を踏まえ、生徒が命の大切さを体感できる取組として、PTAが学校と社会福祉協議会に提案し、3年生の総合的な学習の時間の体験授業として実施。

●実施内容

- ・学校と社会福祉協議会が共催で実施
- ・PTA、民生児童委員は、当日の若いお母さんと生徒たちの交流の手助け
- ・社会福祉協議会は、ボランティアとして参加していただく親子を募集
- ・学級単位で学習。ふれあい交流は前期と後期に分け、1日1学級ずつ実施



子どもたちに「命の重さ」を体感させる絶好の機会となっているだけでなく、お母さん方からは、「中学生のイメージを変える」大切な契機ともなっているようで、この取組によって多くの成果があがっているようです。



赤ちゃんとのふれあい交流の様子



Q2：家庭の教育機能を高めるための取組について教えてください

◇家庭教育のめざすもの

全ての教育の出発点である家庭教育は、基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人への思いやり、基本的倫理観や正義感、社会的なマナー、学習に対する意欲や態度の基礎を子どもたちにはぐくむものです。

◇家庭教育の現状

近年、少子化、核家族化等の家庭を巡る状況の急速な変化により、親の過保護・過干渉や無責任な放任、育児不安の広がりやしつけへの自信喪失等、様々な問題が指摘されており、社会全体で支援していくことが求められています。

◇PTAとしての活動

PTAとして、いじめや非行など子どもをめぐる諸問題をそれぞれの家庭に任せるのではなく、学校、家庭、地域社会の架け橋を担うPTAとしてどのような研修や活動をするべきかを考え、地域社会全体で子どもをはぐくむための具体的な取組が必要です。

PTAが、子どもの実態や会員のニーズを把握しながら、学校はもちろん、関係機関や団体等と連携・協力しながら、研修や学習会を進めていくことが「子どもの健全育成」につながります。

◇実践してみよう！ 家庭を見直す8つのチェックポイント

1. 明るい円満な家庭づくりを心がけ、父親・母親がともに担う家庭での役割の重要性について考えましょう。
2. しっかり朝ごはんを食べる。親子での早朝ランニングやラジオ体操、早めの就寝などの基本的な生活習慣を確立することで、学力・体力・気力を向上させましょう。
～早寝、早起き、朝ごはんプラスワン～
3. 子どもが間違っただけの行いをしているときは、しっかりと正しましょう（子どもの心や身体を傷つけるような叱り方は、児童虐待にもつながる可能性もあります。）。
4. 祖父母を大切にするとともに、手助けの必要な人を思いやることができるようにしましょう。また、豊かな感性や情操、思いやりの心をはぐくむため読書に親しみましょう。
5. 幼児期から子どもの相対的な順位にとらわれないようにし、子どもの良いところをほめて伸ばしましょう。
6. 家庭できまりやルールをつくり、幼児期から家事を分担し、責任感や自立心を育てましょう。
7. 小さい頃から友達との遊びを通して、「生きる力」をはぐくみましょう。
8. 地域でのボランティア活動、スポーツ・文化活動、青少年団体の活動、地域の行事等に積極的に参加させましょう。

＜リーフレットの作成による家庭教育啓発事例＞

見直そう 私の家庭 ♥ 考えよう 子どもの生活

伊根小の子育て10か条

——生活リズム愛ことば——



- ㊦ 困った時には 家族で話し合い
- ㊧ 「どうしたの？」やさしい言葉を かけてから
- ㊨ もりもり朝食 食べる子に
- ㊩ たくさんの 触れ合う遊びで できる笑顔
- ㊪ 地域みんなで 子育てを
- ㊫ がまんをさせる 親になろう
- ㊬ 大事にしよう 朝のうんこ
- ㊭ いつもテレビは 番組えらんで 1時間
- ㊮ すっきり目覚めは 早寝から
- ㊯ 嫌いなものでも 食べさせよう

伊根小PTA母親委員会により、
「伊根小の子育て10ヶ条」を作成

本庄の子育て愛ことば

- ㊦ 楽しい食卓 親子の会話
- ㊧ 苦しくても 励まし合って がんばる子
- ㊨ 待てて ほめる親になろう
- ㊩ したしもう 親子である本 こんな本
- ㊪ いつもテレビは 番組えらんで 1時間
- ㊫ 困ったときには 家族で話し合い
- ㊬ 土台は 生活習慣から
- ㊭ もりもり朝食 食べる子に
- ㊮ 大切だよ 朝のうんこ
- ㊯ 地域みんなで 子育てを




本庄小学校PTA母親委員会

本庄小PTA母親委員会により、
「本庄の子育て愛ことば」を作成

生活リズムづくり7か条

- 一、早くねる 一、三年生は九時・四、六年生は九時半
- 二、早くおきる 六時半
- 三、朝ごはんをしっかり食べる
- 四、朝うんこをする
- 五、テレビは一時間までにす
- 六、時間を決めて勉強する
- 七、ゲームは一週間に一日、一時間までにする



本庄小学校

- 1 -

伊根小PTA及び本庄小PTAにより、「生活リズムづくり7ヶ条」の標語を作成

＜伊根町家庭教育啓発リーフレット＞

子どもたちの規則正しい生活リズムの確立に向け、伊根小PTA母親委員会及び本庄小PTA母親委員会により、子育てに関する標語等が作成されています。さらに、それらのリーフレットをもとに、伊根らしさを考えた子育てに大切なワンポイントを合同役員会で検討し、下記のリーフレットが作成されました。

早寝・早起き・朝ご飯・規則正しい生活リズム

すっきり目覚めは、早寝から
保育園・保育所は8時半
1～3年生は9時
4～6年生は9時半
就寝時刻を守らせましょう。
規則正しい生活リズムが、子どもの生活を充実させます。

食事
集中力は朝ご飯から
みんなで揃って楽しい夕食を



家庭・地域・保育園・保育所・学校で
子どもを守り育てましょう

テレビ・ゲーム

テレビは、番組を選んで1時間
ゲームは、休みの日だけ1時間
けじめをつけさせることが、集中力を高めさせ、時間の余裕もつくります。
がまんさせる親になりましょう。

学習・遊び

遊び
子どもの仕事は遊びです
自然の中で伸び伸びと遊ばせましょう。

学習
読書は学力の基礎、毎日10分間の読書を（親子読書も大切です。）
質問されたら、自分で調べる方法を教えましょう。
勉強中は、テレビは消させましょう。



地域との関わり

みんなが伊根の子、地域の子

よその子も、我が子と共に育っています。
地域ぐるみで、注意しあい、心身共に健全な子どもを育てましょう。

家族との関わり

会話を大切にし、心のふれあいをしましょう。

「どうしたの？」優しい言葉を第一に、困ったときには、家族みんなで話し合しましょう。

待てて、營める親になりましょう。

家族の一員としての自覚と責任感・自立心を育てるため、子どもと一緒に家事をしましょう。そのことで、生活の技術・持続力・集中力・根気も育てることができます。



不審な車、不審な人を見かけたら、すぐに学校や警察に連絡しましょう。

伊根町で春にさく花:カタクリ



伊根町親のための応援塾推進会議

伊根小PTA 本庄小PTA
伊根保育園あけぼの会
本庄保育所みずのえ会

「平成19年度 伊根町親のための応援塾推進会議」作成リーフレットより

Q3:「親のための応援塾」について、具体的に教えてください

「親のための応援塾」～なんだか、ほっとした!～

◇「親のための応援塾」へ行こう

京都府PTA協議会では、小学校入学前の子どもを持つ親の不安を少しでも解消しようと、PTAの先輩が、子育ての失敗談や体験談などを交えながらアドバイスする「親のための応援塾」を、平成19年度から府内各地で開催しています。

核家族化や少子化が進み、地域の人間関係の希薄さが指摘される中、初めて小学校に入学する子どもを抱えながら、地域の中に相談する相手がいない保護者も少なくありません。「親のための応援塾」を実施するPTAの皆さんのお陰で、そうした保護者のニーズにこたえることができ、参加者から「初めての子どもの入学で心配していたが、いろいろ話ができほっとした」「同じ不安や悩みを共有でき嬉しかった」など、親同士のつながりの輪が広がられています。

PTAが活躍しています! 「親のための応援塾」

参加者アンケートから

- 約7割の保護者が入学の前に不安を感じている!
- 特に一人目の子を入学させる保護者の不安は大きい!
- 「学校生活や授業内容」「生活習慣」「しつけ」などに不安がある!

不安にこたえようと、それぞれのPTAが工夫を凝らして応援塾を開催しています。



向国市立第3向陽小学校PTA

- 子どもの生活や学習習慣がしっかり身に付くよう、小学校就学前の子どもを持つ保護者を応援します。
- PTA会員が、新しく会員になる方を支えます。「助けられたり助けたり」、親同士のつながりの輪を広めます。



宇治市立南小学校PTA

子育てを先輩のPTA会員が応援します!

親のための応援塾

(京都府PTA協議会への委託事業)

- 平成19年度は 25市町村 29小学校PTAで実施
- 生活習慣・しつけなどに関わっての交流会 (75講座)
 - 学校探検・通学路体験・給食試食会
本の読み聞かせなどの体験 (33講座)
 - 食育・テレビやゲーム・親の言葉かけ
子どもの発達などについての講演 (44講座)



京丹波町立明後小学校PTA

参加者の声
「応援塾」という場ができて心強い。来年度も続けてほしいです。

うちの子は一人っ子。入学前に、小学校の話が聞け、学校を身近に感じました。



福知山市立大正小学校PTA



京丹波町立明後小学校PTA

参加者の声
昔ながらの話し合いを聞いてもらい、何だかほっとしました。

楽しい会でした。こんな応援塾が、府内各地に広がってほしいです。

◇保護者同士の絆づくり ～宇治市立南部小学校育友会での実践例から～

宇治市立南部小学校育友会では、まず、校区にある幼稚園や保育園と連携し、子育てに関する講演や小グループで意見交流する「井戸端会議」を行いました。より多くの対象者が参加できるよう工夫し、幼稚園会場では午前中に、保育園会場では夕方から開催し、小学校入学を前にした不安や悩みについて話し合いました。先輩保護者の体験談を交えた和やかな司会進行に、参加者はほっと肩の力を抜きながら、普段なかなか話せない入学前の不安や日々の子育てについて、思いを交流しました。

小学校で開催した応援塾では、学校の協力を得て「基本的生活習慣（生活リズム）の大切さ」や「朝ごはんの大切さ」、「食と心の発達」など、保護者にとって関心の高い話がされ、その後「簡単にできる朝食レシピ」の紹介や、親子一緒に給食の試食も行われました。

また、入学説明会と合わせて開催された応援塾では、入学予定者のほぼ全員が参加する中、集団登校を意識した地域ごとのグループ別交流会が実施され、4月の入学に向けて保護者同士のつながりを深めました。

こうした応援塾の取組を通して、育友会会員からも、「楽しそうですね、手伝います。」という嬉しい声も聞かれるようになりました。南部小学校育友会では、昨年度の学びから「継続することで、さらに応援塾の効果が上がる」と、今年度も積極的に取り組んでいます。

◇その他にも、様々な工夫を凝らした応援塾

- ・ 「100円でできる朝ごはん」の調理実習
- ・ 体操服や靴を入れる布袋作りのコツ
- ・ 学童保育の指導者による、上手な宿題のさせ方の紹介
- ・ 手作りの校区マップをもとにした通学体験
- ・ クイズラリーをしながらの学校探検
- ・ 図書館司書による読み聞かせの実演
- ・ 6年生を送る会の参観



100円でできる朝ごはんづくり

など、府内各地で地域の実状に応じた様々な取組が行われました。

◇PTAの皆さんへ

「親のための応援塾」の取組を通して、PTAの皆さんと入学前の保護者がつながりを深めていくとともに、今年、新たに参加された保護者が、次は、先輩保護者としてアドバイスをしていく、そのようなりレーが、学校やPTA、地域などの活動を活発にし、子どもたちを元気に育む環境づくりに結びついていきます。

ぜひ、応援塾をきっかけに、「地域社会全体で子どもをしっかりと育む輪」を広げて行きましょう。

Q4：地域における子どもの学習・体験活動を充実するためには どのようにすれば良いのでしょうか

◇地域社会全体で子どもを育てる環境づくりを

子どもは地域社会で育つことから、大人が子どもたちの成長を温かく見守り、優しく声をかけたり、厳しく叱ったりしながら、子どもたちをはぐくんでいくことが重要です。「地域の子どもは地域で育てる」という認識のもとに、地域社会が一体となってみんなで知恵を出し合い、子どもたちに豊かな学習・体験活動の機会を提供したり、指導者やボランティアとして、積極的に子どもたちと関わりながら地域ぐるみで子どもを育てる気運を高める必要があります。

◇地域の様々な団体間同士が連携を

地域における子どもの学習・体験活動を充実するためには、PTA等の社会教育関係団体やスポーツ団体等をはじめ、青少年団体等が連携し、地域の目標を共有化しながら、子どもたちに学習・体験活動の機会を提供し、地域の教育力を高めていく必要があります。

◇PTAの役割

学校で実施される校内外の教育活動の支援のみならず、子どもたちのために地域で実施される様々な学習・体験活動への支援、さらに地域の特色を生かした事業の実施など、積極的な地域活動が期待されます。こうした取組は、子どもの主体性や参画意欲を大切にしながら、子どもが一方的に与えられるだけの活動にならないように、自尊感情を育てる観点から、子どもも地域の担い手として頼りにされるような視点を持った活動を組み入れるように工夫することが大切です。

<学校・PTA・地域が連携した実践事例> ～福知山市立上豊富小学校区～

＝「烏帽子ヶ岳講座」の例＝

- ・ロープ結び、絵画
- ・グラウンドゴルフ球技、俳句講座、囲碁ゲーム、詩吟
- ・ゲートボール競技、昔の遊びをやってみよう、フラワーアレンジメント、手芸教室
- ・そばづくり体験講座（種蒔からそば打ちまで）
- ・土曜クッキング



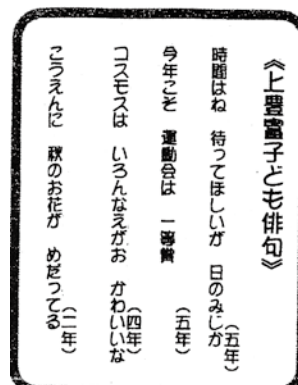
そば打ち体験



絵画教室



グラウンドゴルフに挑戦



子どもたちの俳句作品

Q5：研修会等で話し合いを行う場合、どのような形式がありますか

話し合いをする場合、人数、会場、話題の内容などにより、最も効果的な方法をとる必要があります。代表的な話し合いの形式には、次のようなものがあります。

◇ラウンドテーブル（円卓会議）

- ・ 最も基本的な話し合いの方法です。
- ・ 全員が同じ立場で話し合う時に使われます。
- ・ 司会者や記録者は互選しますが、選ばれた人も意見が述べられます。
- ・ 気軽に話し合えますが、話題が中心からずれないようにすることが大切です。

◇バズセッション（六六式討議）

- ・ 40人～50人位までの会議、講演会、研修会等に適しています。
 - ・ 参加者全員の意見や考えを集約しながら進めるグループ討議です。
 - ・ 少人数のグループに分かれて短時間に話し合い、全体でまとめていく方法です。
- 話し合いの手順は以下のとおりです。

- ① 全体司会が、主題（テーマ）や方法について説明する
- ② 参加者を6人くらいのグループに分ける
- ③ グループの司会者、記録者を決める
- ④ グループで話し合う
- ⑤ 全体会でグループ毎に話し合った結果を発表し、全体会の記録者は要点を黒板に整理する
- ⑥ 各グループから出された意見を中心として全体で話し合う

◇パネルディスカッション（代表者による討議）

- ・ ある特定のテーマ（課題）について、数人の異なる意見や立場の論者（パネリスト）が議論を交わし、その後会場の参加者も意見を述べて討議に加わる形式です。
- ・ 司会者（コーディネーター）は、自分の意見を述べず、時間配分、スムーズな進行に留意し、対立的な雰囲気にならないように努めます。

◇シンポジウム（講演式討議法）

- ・ 特定のテーマ（課題）について、数人の異なる意見や立場の論者の意見を発表し、参加者との質疑応答を交わすやり方です。
- ・ パネルディスカッションに似た方法ですがシンポジスト間の討議はありません。
- ・ 課題について、角度の違った視点を受けての進行となり、広い視野で課題を検討するのに適しています。



第50回 京都府PTA研究大会
でのシンポジウムの様子

◇フィルムフォーラム

- ・ 映画やビデオ、DVD等を視聴し、それを題材にその前後に参加者全体で討議を行う方法です。
- ・ 討議方法は、バズセッション、パネルディスカッション等、目的や人数で工夫します。
- ・ 映画等の視聴覚教材は、問題の現状を共感的に理解でき、日常生活にもつなげて考えることができます。

Q6：ワークショップ（参加型学習）とは、どのような学習ですか

◇ワークショップとは

●特徴

- ・ 参加者の経験や行動、発見を軸に展開
- ・ 小グループ（1グループ4～6人）を作り、意見交換によって課題を多角的に検討する共同作業や、体験活動によって進めます。
- ・ 参加者同士が自分で考え、意見を出し合ったり、共同作業をしながら、いろいろなことに気づき、自分を振り返ることによって効果を高めることができます。

●大切にしたいこと

主体的参加

互いに学び合い

学習プロセスの重視

●育つ力

豊かな人間関係

積極的な参加
行動する力

コミュニケーション
能力

◇ファシリテーター

ファシリテーターは、学習活動の進行を促進、活性化する役割を担っています。学習者間の交流をうまく導き、学習者や集団の変容や協働を促していきます。

◇アイスブレイキング

アイスブレイキングとは、もともと氷（アイス）を壊す（ブレイキング）という意味の言葉で、ワークショップには欠かせない活動です。参加者のより積極的な参加を促すために、場の雰囲気や和らげ、緊張感を解きほぐすことがねらいです。



アイスブレイキング
「バースデーチェーン」の様子

◇ワークショップの展開例

	学習活動	学習内容	ファシリテーターの役割
導 入	アイスブレイキング	自己紹介	参加者の心を開かせる
展 開	アクティビティ 1	研修テーマの「起」の部分	気づきを与える
	アクティビティ 2	研修テーマの「承」の部分	研修内容を発展させる
	アクティビティ 3	研修テーマの「転」の部分	研修内容を広げさせる
	アクティビティ 4	研修テーマの「結」の部分	研修結果をまとめさせる
まとめ	ふりかえり	研修全体の反省と自己反省	参加者に考えさせる

※ アクティビティ1～4には、ゲーム、ロールプレイ、自由討議、バズ・セッション、講義等の様々な手法を組み合わせ、参加者が受け身にならないように工夫します。

<写真で見るワークショップの実例>



ワークショップのための会場設営例



アイスブレイキング



参加者全員がテーマに基づき
自分の考え等を付箋紙に書く



グルーピングにあたって、仲間で真剣に考える



作成したカードをもとに、
類似した意見をグルーピングする



グルーピングしたものを模造紙に張り付け、
見出しをつける



グループ間の関係を明確にしていく



グループ毎に発表し、学んだことを共有する

Q7：PTA活動と生涯学習は、どのような関係があるのですか

◇生涯学習とは

一人一人が生きがいのある充実した人生を送るため、自主的・自発的意志に基づいて生涯を通じて行う学習を指しています。学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものです。

◇学校と生涯学習

生涯学習社会における学習は、学校教育で終わるのではなく、学校教育の基盤の上に立って、生涯にわたって継続することが大切であるといえます。

したがって、学校教育では、自ら生涯にわたって学び続けようとする意欲や態度（自己教育力）を培うことが大切になります。また、地域に開かれた学校として、生涯学習をすすめることが求められています。

◇PTAに期待されること

PTAは、「児童生徒の健全な成長を図るために会員相互の学習やその他の必要な活動を行う団体」であることから、PTAはまさに生涯学習の場であり、会員としてPTA活動に参加することは、生涯学習を行っていることになります。また、PTA活動を行うことは、子どもたちの支援者としてだけでなく、一人の人間として、より豊かで充実した人生を歩むことでもあります。

このように、生涯学習を推進するPTAの役割はとても重要となります。これからの変化の激しい社会の中で、学ぶ喜びと充実した人生を味わうために、PTA活動の中に次のような学習機能を積極的に取り入れることが必要です。

- ① 生涯学習の意味を会員が理解する。
- ② PTA活動を遂行する上で、生涯学習の考え方を取り入れる。
- ③ 学習機能を円滑にするため、情報・資料の収集に努める。
- ④ 活動の成果を、近隣の地域やボランティア活動など様々な方向に広げる。

<PTAによるボランティア活動の実践事例> ～宇治市立東宇治中学校PTA～

● 「ちょボラ運動」

～みんなでちょっとずつボランティア活動～

活動方針

- ①学校に、地域や保護者の見守る目を入れる
- ②子どもたちの心にうるおいを与える
- ③学習、生活環境を整備する



手洗い場に「一輪挿しボランティア」



本の整理や修理をする「図書ボランティア」



「ペンキ塗りボランティア」
おやじの会による

園芸ボランティア活動で
校庭は花いっぱい



Q8：人権教育の学習はどのように進めたら良いでしょうか

◇人権教育推進の視点

～身近な問題から話し合いましょう～

現在、学校では、児童生徒の発達段階や地域の実情をふまえて、人権を大切にすることや、さまざまな人権問題について、学習をすすめています。

P T Aとしても子どもたちがどのような学習をしているかを知り、学級・学年P T Aで学習をすすめていく必要があります。

学習の内容としては、身近な地域の実情や自分たち自身の経験から話し合うことが大切です。また、学習資料（人権教育資料「わたし・あなた・みんなの人権」や「活用事例集」）を用いて学習することも効果的な方法の一つです。

人権教育推進の視点

人権教育は次の視点に配慮してすすめましょう。

●「共生社会」の実現に向けた人権教育

一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し合える共生社会の実現を目指す取組をすすめましょう。

●一人ひとりを大切にしたい人権教育

生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できる取組など、一人ひとりを大切にしたい取組をすすめましょう。

●生涯学習としての人権教育

人権教育は人の生涯にわたる学習活動であり、あらゆる機会を通じて人権について学習することができるよう取組をすすめましょう。

●身近な問題から考える人権教育

日常生活の中での身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すとともに、身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組をすすめましょう。

（「新京都府人権教育・啓発推進計画」（平成17年1月）より）

個別の人権問題

同和問題

女 性

子ども

高齢者

障害のある人

外国人

エイズ患者・H I V感染者
ハンセン病患者・回復者等

その他
さまざまな人権問題

◇家族の中で人権意識をはぐくむために

子どもにとって一番大切なものは、お金や物ではなく家族の愛です。子どもは、家族の愛を表情やしぐさ、言葉かけや肌のぬくもりから感じます。そして、家族の愛は、子どもの心を豊かに育てていくものです。

家族の愛を伝える方法は、たくさんあります。自分にあった方法で、自分にできることをやってみてはどうでしょうか？子どもの喜びは、きっとあなたの喜びとなるでしょう。

「くつをそろえてえらいね。」
「おもちゃを片づけてかしこかったね。」
「おはしをならべてくれてありがとう。」
どんなに小さなことでも、
いっぱいほめてあげましょう。

しかったあとはだきしめて…。
じっと目を見て話してあげよう。
「あなたのしたことはいけないことなの。
でもあなたのことは、
大好きなのよ。」

子どもの目を見て、
にっこり笑う。
そして、頭をなでて
「だーい好き!」と
だきしめて…。

「あなたがここにいる。
それだけで、
ママは幸せなの。」
「きみがパパの子どもで
とってもうれしい!」
その子がいるだけで、
親がどんなに幸せでうれしいか、
伝えてあげてください。

子どもとしっかり
手をつなぎながら、
散歩を…。
暑い夏には半そでで、
雪の降る日は、
マフラーを巻いて。
うたを歌いながら
のんびりと。



誕生日に
話してあげて…。
あなたがどんなふうに
生まれてきたか。
あなたが生まれて
どんなにうれしかったか。
そして、今もずっと
好きだよってことを。

あなたの気持ちを、
手紙に書いて、そっと
枕もとにおきましょう。
「あなたの～が好き。
あなたが～しているところが好き。
あなたは～だから素晴らしい。
……
わたしはあなたのことを、
いつまでも愛しています。」

気持ちをゆったり
落ちつかせ、
ゆっくり本を
読んであげましょう。
子どもにとって
こんな素敵な時間は
ないでしょう。

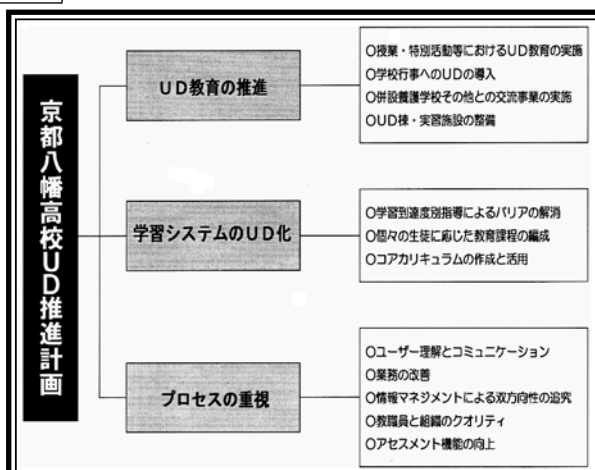
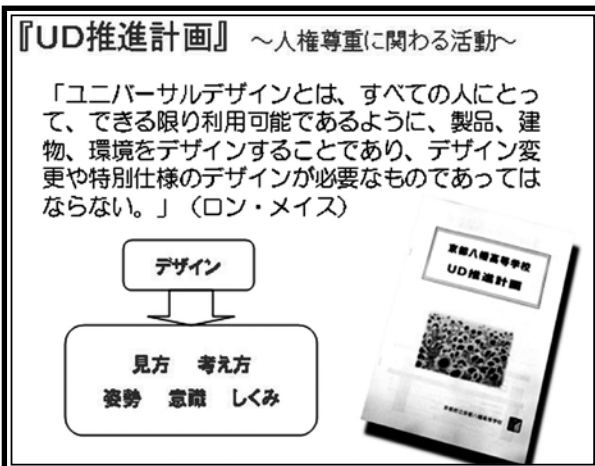
キャッチボール、
サッカー、サイクリング…。
なんでもいいんです。
子どもといっしょに
遊んでみましょう。

参考：「子どもに愛を伝える101の方法」
ヴィッキー・ランスキー著
乃木 りか訳
河原まり子絵（岩崎書店2001）

<人権尊重に係るPTAの取組実践事例> ～京都府立京都八幡高等学校PTA～

府立京都八幡高等学校は、平成19年4月に府立八幡高等学校と府立南八幡高等学校が発展的に統合して誕生しました。京都八幡高等学校PTAの組織には、専門部としてUD（人権）部会があり、以下のような活動を展開されています。

京都八幡高校における『UD推進計画』



PTAの取組 <その1> 教職員との合同人権研修



和やかな雰囲気の中で、ワークショップが行われています



PTAの取組 <その2> ハンセン病研修（京都府事業）



保護者・教職員・生徒が参加

PTAの取組 <その3> 啓発資料の作成と配布



人権研修のまとめを年1回発行

Q9：「いじめ」「ネット上のいじめ」「不登校」について教えてください

◇いじめについて

「いじめ」とは

一般的には、「一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする」とされています。

今日のいじめの構造はいじめる者、いじめられる者、それをはやしたてたり、おもしろがったりする「観衆」、黙認する「傍観者」という集団が存在し、多重構造になっています。

いじめによって、いじめられる子どもの人権は否定され、精神的にも肉体的にも深く傷つけられ、その後の人生においても長く心の傷となって残ります。

～「いじめ問題」について考えるとき～

- ① 社会で許されない行為は子どもでも許されないこと
- ② いじめはどの子にも起こりうる問題であること
- ③ 子どもの問題行動は大人社会の反映でもあること

という認識に立って、家庭・学校・地域社会が一体となって取り組まなければならない問題です。

もし、いじめに気づいたら・・・

- ・ 子どもの話を十分に聞きましょう。
子どもの立場になって事実関係をしっかり聞きましょう。
- ・ 心と心のふれあいを大切にしましょう。
子どもの気持ち、心の痛みをおだやかにしっかりと受けとめましょう。
- ・ 気持ちを落ち着かせましょう。
- ・ 親はいつでも味方であると伝え、立ち直す手立てを一緒に考えましょう。
- ・ 学校と連携しましょう。
まず、担任に相談し、必要に応じて専門機関にも相談しましょう。

◇ネットいじめとは

「ネットいじめ」の代表的なスタイルは、「学校裏サイトへの中傷書き込み」「プロフのなりすましいじめ」とされています。最近では、「特定学校裏サイト」は減ってきており、「プロフ」や少人数での「グループ・ホームページ」や「スレッド型匿名掲示板」にいじめの舞台が移ってきています。

「裏サイト」は、各学校が管理している公式サイトではなく、「2チャンネル」といった大型掲示板にある中高校関連のスレッド（特定の話題に関する投稿の集まり）などを指しています。

文部科学省が、平成20年1月から3月に実施した調査によると、全国の中高校に約3万8千件あることが判明しています。同省が抽出した約2,000サイトのうち、半数に他人を中傷する表現があり、約27%に「死ね」「殺す」など暴力的な表現が含まれていたそうです。

◇ネットいじめの特徴

- ① ネットいじめは、時間や空間を選ばず継続し、「加害者から離れても続行するもの」です。学校の中だけでなく、自宅にいる時間も続行し、転校しても続く可能性があります。
- ② 「匿名性の残酷さ」が被害を深刻なものにします。加害者となる子どもたちも、メールアドレスやチャットルームIDは複数作れるので、加害者特定には手間がかかるという特性を知っていますから、匿名による気軽さで対面では言えないような言葉を書き込むのです。
- ③ 被害者側は、加害者がすぐに分からない不安から、周囲の友人に対する疑心暗鬼で大きなストレスを抱え込むことになります。
- ④ 名誉毀損と言える内容の書き込み削除が遅れると、被害があつという間に拡大してしまう可能性があります。
- ⑤ 「一定の人間関係のある者から」の攻撃に留まらず、「人間関係のない人による攻撃」にまで発展する危険性をはらんでいます。

◇ネットいじめの防止に向けて

携帯電話のメールやインターネットを利用した、「ネット上のいじめ問題」を防止するため、子どもを守り育てる有識者会議において、保護者向けに4つの呼びかけがまとめられています。

また、この提案を受けて、文部科学省が同提案に関する冊子とリーフレットを作成していますので、これらを参考に各学校、各家庭等で具体的な対策を考えていかなければなりません。

たとえば、学校や家庭で次のようなことを実践をしてみても良いでしょう。

＜各学校での実践＞

- ① 全教員が十分な知識を持った上で、情報モラル教育を実施する
- ② 保護者会等の機会を利用して、保護者に協力をもとめる
- ③ 可能な限り、掲示板を定期的に監視する

＜各家庭での実践＞

- ① 子どもが使う携帯電話、パソコンにフィルタリングをかける
- ② パソコンは、居間などの共有スペースに置く
- ③ パソコンのブラウザー履歴を定期的にチェックする
- ④ 子どもの名前で検索して、ブログやウェブサイトをチェックしてみる

<参考資料 「ネット上のいじめ問題」に対する喫緊のリーフレット>

保護者の皆さんへ

1 もしも「ネットいじめ」にあてしまったら…
 ▶ 全国統一の「24時間いじめ相談ダイヤル」
なやみまよう
☎ 0570-0-78310

2 「情報モラル」について勉強したいと思ったら…
 ▶ 「E-ネットキャラバン」や「インターネットを利用するためのルールとマナー」の活用
※各自治体・教育機関のインターネット利用の安心・安全利用に関する啓発活動
E-ネットキャラバン公式サイト
<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>
財団法人インターネット協会ホームページ
<http://www.iajapan.org/rule/rule4child/v2/>

3 「フィルタリングの設定」について知りたいと思ったら…
 ▶ 「有害サイトアクセス制限サービス」の活用
保護者ホームページ
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html

「ネット上のいじめ問題」に対する4つの呼びかけ」の全文をご覧になりたい方は、文部科学省のホームページをご参照ください。
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/12/08011610.htm

お父さん! お母さん!

お子さんのケータイ・ネットの 利用は大丈夫ですか?



子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議

「ネット上のいじめ問題」に対する4つの呼びかけ

1 知っていますか?
**子どもが利用できる携帯電話・ネットの中身を
教えましたか?**
携帯電話・ネットの危険性を
「利用の実態」に目を向けよう!



子どもがネット上のいじめや、ネット上の違法・有害情報に起因するトラブルに巻き込まれるケースが多数報告されています。
保護者として、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に把握していく必要があります。

3 聞いてみましたか?
**お子さんが「ネット上のいじめ」で悩んでいないかを
学校と連携して実践していますか?**
携帯電話・ネットの関連した利用をチェックする活動を
「チェック体制」を強化しよう!

距離から見にくいことが「ネット上のいじめ」の特徴でもあることから、早期発見・早期対応のためには、学校・家庭・地域社会や関係機関などが十分連携してネット上の書き込みなどのチェック体制を強化していく必要があります。



2 約束しましたか?
**携帯電話・ネットではいけないことを
親子で学びましたか?**
「情報モラル」について
「情報モラル」についてしっかり学ぼう!

学校、家庭、地域を含む社会全体で、ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、著作権等に対する対応などの「情報モラル教育」を推進する必要があります。



家庭においては、携帯電話やインターネットを利用する際のルールづくりや、子どもが使用する携帯電話にフィルタリングの設定をしていく必要があります。

4 学校と相談していますか?
**携帯電話・ネットによるいじめにあつたときに
しなければいけないことを**
「いじめられた子ども」を守り通そう!



万が一、インターネット上の掲示板などに特定の子どもに対する誹謗・中傷が書き込まれていることを発見した場合には、プロバイダ等への書き込みの削除要請などの面で迅速な対応が求められます。
学校と家庭が十分連携しつつ、被害にあった子どもを大人が最後までしっかりと守り通す必要があります。

～お父さん！お母さん！ お子さんのケータイ・
ネットの利用は大丈夫ですか？～
「ネット上のいじめ問題」に対する喫緊の提案について

平成19年12月27日

子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議

急速に子どもたちの間に広がっている携帯電話のメールやインターネットを利用した「ネット上のいじめ」が最近問題となっております。当有識者会議においては、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用の実態の把握に努め、「ネット上のいじめ」防止等に向けての有効な取組について、検討を行ってまいりました。
このたび、現段階において早急に取り組むべき点として、以下の4点を提案いたします。

「ネット上のいじめ問題」に対する
4つの呼びかけ

1 知っていますか？ ～子どもが利用できる携帯電話・ネットの中身を～
教えましたか？ ～携帯電話・ネットの危険性を～

▶▶▶「利用の実態」に目を向けよう！◀◀◀

2 約束しましたか？ ～携帯電話・ネットではいけないことを～
親子で学びましたか？ ～「情報モラル」について～

▶▶▶「情報モラル」についてしっかり学ぼう！◀◀◀

3 聞いてみましたか？
～お子さんが「ネット上のいじめ」で悩んでいないかを～
学校と連携して実践していますか？
～携帯電話・ネットの間違った利用をチェックする活動を～

▶▶▶「チェック体制」を強化しよう！◀◀◀

4 学校と相談していますか？
～携帯電話・ネットによるいじめにあったときにしなければいけないことを～

▶▶▶「いじめられた子ども」を守り通そう！◀◀◀

◇不登校について

不登校とは

「何かの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものは除く。）」を不登校といっています。

その原因や背景として、学校での友だちや先生との人間関係をめぐる問題、家庭でのしつけや生活習慣の問題、親子関係をめぐる問題、過度の受験競争による人間形成への悪影響などが指摘されています。

～家庭での対応～

家庭が子どもの心の居場所になり、大人への成長のために必要な経験を着実に積む場になるよう、優しさと厳しさをもって子どもの心を受けとめ、支えていくことが大切です。子どもが成長しようとするれば、必ず何らかのつまずきに出会い、心に不安や緊張が生じます。これは、特定の子どもだけではなく、どの子にも起こり得ることなのです。子どもはかけがえのない存在であると認めることからはじめ、ゆとりをもって前向きにとらえましょう。

① 親と子のかかわり

子どもが悩んでいるときに発するサインを的確に受けとめ、子どもの考えや行動をあたたく見守りながら、適切に対応することが大切です。また、子どもが自発的に取り組む機会や場を設定し、成就感や達成感を味わえるようにしましょう。

② 学校との連携

子どもの気になる状況や変化に気づいたときは、学校と緊密な連携を図りながら対応する必要があります。子どもが不登校に陥りつつある場合、保護者は学校との十分な連携のもとに、共通理解を図りながら、今後の方向について検討することが大切です。

子どものサイン

- ・ 無口になる。
- ・ 意欲が低下する。
- ・ 視線が落ち着かない。
- ・ 欠席、遅刻、早退が目立つようになる。 など

＜ふれあい宿泊学習について＞

京都府教育委員会の委託事業として、府立るり溪少年自然の家及び府立南山城少年自然の家において、次のような目的で実施しています。

- 不登校傾向にある児童生徒が、自然の中で宿泊を共にして、野外活動・集団遊び・創作活動等さまざまな体験を重ねることによって社会性を培い、情緒の安定を図り自立への力や登校する力を育てる。
- 保護者や専門家による相談会や講義、相互交流を通じて、子どもの現状についての理解や自立に向けての関わり方等を学ぶ機会とする。

～平成 19 年度 「夏季ふれあい宿泊学習」の概要～

京都府立るり溪少年自然の家 主催

◇ 日 程

平成 19 年 8 月 17 日（金）～ 25 日（土） 8 泊 9 日

◇ 場 所

京都府立るり溪少年自然の家、奥山川仮設キャンプ場及び
国立若狭湾青少年自然の家

◇ 活動内容

活動の一部を紹介します

月日	8月20日（月）	8月21日（火）	8月22日（水）
時間	天気 晴れ	天気 晴れ	天気 晴れ夜雷雨
午前	朝食（野外炊飯） ～和食～ ※炊飯終了後、テントの修復及びシュラフ等の乾燥作業 班別活動 1班 「学びの時間」 2班 「学びの時間」 昼食準備（野外炊飯）	朝食 ～班別メニュー～ 1班 フレンチトースト他 2班 和食 班別活動 1班 「バドミントン」 2班 坂東先生とともに自然散策 昼食準備～班別メニュー～	6:00 起床・洗面 朝食（野外炊飯） ～パン食～ 食後、若狭湾青少年自然の家への移動作業 *荷物の整理 *テント資材の片づけ・自然の家への搬送 11:40 昼食（弁当） 12:40 奥山川出発 徒歩でるり溪口バス停へ 13:20 るり溪口出発
午後	昼食～お好み焼き～ 班別活動 1班 バドミントン・川遊び 2班 同上 自由時間 夕食準備（野外炊飯）	1班 洋風雑炊 2班 オムライス 全体活動 ◇若狭湾への移動に備え荷物整理 ◇奥山川晚餐（バーベキュー）の準備	16:10 若狭湾青少年自然の家着 16:15 始まりの式 式後、宿泊棟へ移動 ◇施設案内（平田、藤井） ※雷雨のため、本館のみ
夜	夕食～班別メニュー～ 1班 ドリア 2班 野菜天ぷら、唐揚げ 20:00 班別ミーティング（ふりかえり） 21:00 参加者就寝 班別スタッフミーティング 21:30 スタッフミーティング	夕食 ～バーベキュー～ 20:00 班別ミーティング（ふりかえり） 21:00 参加者就寝 班別スタッフミーティング 22:00 スタッフミーティング 0:30 要入浴者対応	18:10 夕食（食堂） 19:30 入浴 ～休憩～ 20:45 班別ミーティング（ふりかえり） 21:45 参加者就寝 班別スタッフミーティング 23:00 スタッフミーティング



奥山川への出発の朝 班旗を手に、笑顔いっぱい！



床板を敷き詰め、ブルーシートで屋根作り



奥山川での自然散策



朝食作りで一日が始まる



若狭湾での活動

Q10：特別支援教育の取組について教えてください

LD、ADHD、高機能自閉症等を含め障害のある人を取り巻く社会環境の変化や障害の多様化に対応して、自立し社会参加する能力の育成をめざし、特別支援教育が推進されています。

一方、障害のある人に対する誤解や偏見が依然として存在しており、障害についての正しい理解を深める必要があります。

P T Aとしても、次のようなことについての学習を行い、その充実に努める必要があります。この場合、医師や専門の先生を交えての学習が効果的です。

- ① 障害や障害のある人についての正しい理解
- ② 障害のある人の人権
- ③ 特別支援教育の目的や内容
- ④ 一人一人を大切にするためのP T Aとしての取組と活動

など

また、実際に活動する際には、次のような視点が大切です。

- ① すべての子どもたちが、互いに助け合い励まし合う交流を進め、共に育ち合える地域をめざす。
- ② 特別支援教育についての理解と認識を深める。
- ③ 障害のある子どもたち一人一人の可能性を十分に伸ばし、自立への支援を行う。

など

障害のある子どもたちと、その教育に対する理解と認識を深める活動や障害のある子どもたちとの地域交流活動などはP T Aの大切な役目です

<ふれあい・心のステーションについて>

京都府教育委員会では、府立特別支援学校高等部の生徒たちが手がけた製品を販売する体験を通じて、自立と社会参加の育成に向け、ふれあい・心のステーションを大丸京都店で毎年開催しています。

～平成 20 年度 ふれあい・心のステーションの予定～

予 定		日 程		参加校一覧	
● 9月3日(水)		◇販売コーナー	(木工・園芸・縫製・窯業製品等)	盲 学 校	幼稚部・小学部・中学部・高等部
		※生徒による販売は午後4時頃まで		舞鶴分校	幼稚部・小学部
12時		◇体験コーナー	(マッサージ等)	聾 学 校	幼稚部・小学部・中学部・高等部
5		◇実演コーナー	(木工・窯業・組みひも)	舞鶴分校	幼稚部・小学部
20時		◇相談コーナー	(進路相談・就労相談等)	桃 山 養 護 学 校	小学部・中学部・高等部
● 9月4日(木)		◇販売コーナー	(木工・園芸・縫製・窯業製品等)	向日が丘養護学校	小学部・中学部・高等部
		◇体験コーナー	(マッサージ等)	城 陽 養 護 学 校	小学部・中学部・高等部
10時		◇実演コーナー	(木工・窯業・藤織り)	南山城養護学校	小学部・中学部・高等部
5		◇相談コーナー	(進路相談・就労相談等)	丹 波 養 護 学 校	小学部・中学部・高等部
15時		◇相談コーナー	(進路相談・就労相談等)	中 丹 養 護 学 校	小学部・中学部・高等部
● その他両日		学校紹介パネル展示、製作過程パネル展示、ふれあいレター展示		舞 鶴 養 護 学 校	小学部・中学部・高等部
				行 永 分 校	小学部・中学部
				北 吸 分 校	小学部・中学部
				与謝の海養護学校	小学部・中学部・高等部

<平成 19 年度 ふれあい・心のステーションの様子>



販売コーナーでの、おつりの受け渡し



心と体を癒すマッサージ体験コーナー



お客様の前で、組紐の実演



お客様の前で、陶芸 電動ろくろでの器作成

～特別支援教育課ホームページから転載～

Q11：ホームページの開設はどのようにすればよいのですか

◇ホームページのしくみ

ホームページ（HP）は、各プロバイダーの「Webサーバー」と呼ばれるところに保管されています。その保管場所の記号が、「URL」と呼ばれるHPの住所です。パソコンで作ったファイルのコピーを、プロバイダーが管理しているWebサーバーに転送（アップロード）することで、インターネットでHPを見ることができるようになります。

◇HP作成にあたって留意点

- ① 学校との連携
 - ・ HPの立ち上げに当たっては、まずは学校と連携し、よく相談することが大切です。多くの学校では、学校のHPが立ち上がっているため、そのHPの一部にPTAのページを増設してもらうようにすれば、学校と連携して運営することができます。
- ② 構成を考える
 - ・ 「何を伝えたいか」、掲載するものを精選します。
 - ・ 「あれば楽しい」よりも、なくてはならないものを決め、テーマを絞ります。
- ③ 素材の準備
 - ・ 文章だけのページでなく、図やイラスト、写真を使って見やすく、読みやすいものにします。
 - ・ 写真を掲載する場合、会員や子どもが特定される場合には、肖像権や著作権には十分に注意して、事前に了解を得る等の調整が必要です。



◇HPの運営

- ・ HPは、定期的に新しい情報に更新することが必要です。毎月1日更新などと決めて、明記しておくことで運用しやすく、見る人にとってもいつ情報が得られるかがわかり便利です。
- ・ HPに掲載する内容については、PTA役員等で中心になって作成し、更新する場合には、必ず学校の先生にも内容を確認してもらった上で更新するようにしましょう。

<学校のHPにPTA活動のコーナーを設けている事例>

京都府綴喜郡井手町立多賀小学校
Taka elementary school

ジョイント・アップ小中合同授業研究会
公開授業：多賀小5年

平成18・19年度京都府教育委員会指定「京の子ども夢・未来校」(「やましろ未来っ子」研究推進校)
「ジョイント・アップ研究開発」研究発表会

★ようこそ！多賀小学校のホームページへ

- 公開日 平成18年2月28日
- 最終更新日 平成20年6月5日
- 平成20年2月15日 学校便り2月号・地域版・南山城水害・ベルマーク備品
- 平成20年2月26日 全校交流会・学校便り3月号
- 平成20年3月12日 俳句「学校優秀賞」・学校便り3月号地域版
- 平成20年3月14日 学校評議員・トピックス更新
- 平成20年3月24日 平成19年度を終えるにあたって・学校便り最終号
- 平成20年4月16日 下水道ポスター最優秀賞受賞
- 平成20年4月28日 平成20年度のスタートにあたって・学校便り4月号・地域版
- 平成20年5月2日 社会人講師(リコーダー)・沿革概要・写真更新
- 平成20年5月22日 警報措置等について・学校便り5月号・万灯呂山更新
- 平成20年5月27日 遠足1～3年・1年生を迎える会・林間学習
- 平成20年6月5日 研究の部屋・学校便り6月号・学校紹介トップ・PTA総会

KBS京都賞受賞
学校優秀賞受賞

平成20年度PTA活動の紹介

平成19年度PTA活動の紹介

H20PTA総会	H20地域安全教室
H20演劇鑑賞会	H20通学路立て札修理
H20地域懇話会	H20登校安全指導
H20自転車安全教室	H20PTAソフトバレーボール大会
H20夏休み木工教室	H20学校美化清掃
H20夏休みバドミントン	H20ベルマーク収集
H20本部役員選挙検討会議	H20PTA講演会
H20ソフトバレーボール大会	H20マラソン記録会協力

学年活動PTC(PTA)年4回の会報の発行等、上記以外にも積極的な活動を行っています。

トップに戻る

Q12：PTA会員へ、効果的な情報提供を行うための方法がありますか

◇PTA会員への情報提供の現状

各学校では、PTA 会員に対して様々な行事予定、学校の様子等を、児童・生徒を通じて「各種案内」を配布しています。しかし、なかなか手元に届かず、様々な情報が周知・徹底されていないことも多いのではないのでしょうか。

そのような中、「携帯メール」により、直接会員の皆さまに「各種案内」の情報を配信するという取組をされている学校が少しずつ増加しています。より早く、確実に「進路講演会」等の案内やPTAからの最新情報を入手できるというメリットがあります。

<携帯電話を使った会員への情報提供の実践事例>

～「PTAお知らせメール」（府立学校）の事例～
＝「PTAお知らせメール」の登録について＝

- 1 ご希望の会員様は、パソコン及び携帯電話から、次のアドレスに、

題名（件名）「〇〇高校PTA登録」
本文 「生徒氏名、学年（20年度）」
<記入例 「〇〇 太郎 3 学年」>

〇〇〇-hs-pta@kyoto-be.ne.jp

を記入したメールを送付してください。

（申込みの期限 平成20年 月 日（ ））

- 2 受信後、登録させていただき確認メールを返送させていただきます。

- 3 以後、PTA本部からのお知らせが届くことになります。

今後は、各行事の参加の「可否」もメールで受け付けできるシステムを目指していきます。

- 4 なお、登録いただいた情報は、PTAお知らせメール以外の用途には使用しませんので、ご了承をお願いします。

また、京都府の教育情報ネットワークを活用して運用し、学校内でPTA担当が送受信するシステムといたします。

▶お知らせメールのイメージ図

<お知らせの内容（案）>

PTA行事のお知らせ
学校行事のお知らせ
学校HPの更新
最新情報 等



◇PTA 会員からの声

「携帯メール」による情報提供を行っている学校では、会員から次のような声が届いています。

- 学校内の行事内容、取組など、大変わかりやすく見せていただいています。
- とても分かりやすく、学校のことも分かりますし、役に立っています。
- 子どもが持って帰ってくる手紙より早くメールが来るので、大変ありがたいです。

第 4 部

関 係 資 料

父母と先生の会のあり方について（抄）

（昭和 42 年 6 月 23 日）
文部省社会教育審議会報告

1 目的・性格について

「父母と先生の会（P T A）は、児童生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である。」

父母と先生の会（P T A）の目的は、「児童生徒の健全な育成をはかる」ことにある。児童生徒の健全な成長をはかるためには、学校と家庭と社会とが、それぞれの教育の責任を分担し、協力しあうことが大切であるが、とくに、児童生徒の教育に直接責任をおう学校と家庭の協力体制が必要である。この協力体制は、さらに、地域社会における児童生徒の教育についても重要な役割を果たすものである。

父母と先生の会（P T A）は、この目的のもとに学校および家庭における教育の理解とその振興、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善などを促進するために必要な諸活動を行うものである。

「学校および家庭における教育の理解とその振興」については、学校と家庭とが、それぞれの教育の責任を分担し、密接な関係を保ちながら児童生徒の指導が十分に行われるよう学校における指導の方針や、家庭における教育のあり方等について相互の理解を深めることが必要である。この相互の理解にもとづいて、（ア）学校の教育計画の実施上必要な、家庭と学校の協力をすすめる学校教育の充実に寄与し、（イ）学校とならんで教育の基本的な場である家庭の意識、機能、および教育的役割等について理解を深め、家庭教育本来の機能を果たし得るよう家庭教育に関する学習活動等を行うことが望まれる。

「児童生徒の校外における生活の指導」については、学校の教育方針にもとづく校外の生徒指導に協力するとともに、健全な遊びや規律ある集団活動などを通して児童生徒の心身ともに健全な発達をうながすよう、適切な指導を行うことや、少年団体等の健全な育成をたすける役割が期待される。

「教育環境の改善」については、児童生徒が生活する地域環境を、教育的に改善し、また、児童生徒の校外における生活の安全を確保することが重要であり、たとえば、遊び場の整備、交通安全施設の設置、危険地域の改善などを促進することや出版物、マスコミ等に対する活動などがある。

以上の諸活動を効果的にすすめるためには、会員相互の話し合いや、組織的な学習や実践が必要であり、さらに父母と先生の会（P T A）相互の連絡協調や関連する諸団体との連携をはかることが望ましい。

2 構成について

「父母と先生の会（P T A）は、学校に在籍する児童生徒の親および教師によって学校ごとに構成される。」

父母と先生の会（P T A）は、各学校ごとに、その学校に在籍する児童生徒の親およびその学校に勤務する教師によって構成される。

なお、この会の目的達成のためには、会の趣旨に賛同する親と教師が自主的にできるだけ多く参加することが望ましい。

3 運営について

「父母と先生の会（P T A）は、会員の総意によって民主的に運営され、特定の政党、宗派にかたよる活動や、もっぱら営利を目的とする行為は行わない。」

父母と先生の会（P T A）は、会員の総意にもとづき、親と教師が会員として同等の立場で運営されなければならない。したがって、会の運営や会務の処理等を一部の役員や学校の関係者のみにゆだねることは適切でない。

また、この会は、その目的、性格の上から特定の政党や宗派を支援したり、もっぱら営利を目的とする行為を行ってはならない。

4 相互の連絡提携について

父母と先生の会（P T A）相互の連絡を緊密にし、その発展をはかるとともに、共通の目的を達成するためには、その協力組織として、市町村、都道府県および全国的等の各段階における連絡協議体の果たす役割が重要であると考えられる。

「付記」

父母と先生の会（P T A）は参考規約（昭和 29 年 2 月社会教育審議会父母と先生の分科審議会決定）は、当時における父母と先生の会の規約の参考として、その役割を果たしてきたが、今後は、この報告の趣旨にもとづいて父母と先生の会の運営に留意することが望ましい。

地域における生涯学習機会の充実方策について（抜粋）

（平成8年4月24日）

生涯学習審議会答申

II 地域社会に根ざした小・中・高等学校

1 地域社会の教育力の活用

（2）学校に対する地域社会の支援

地域社会が学校に対して必要な支援を行うことは、学校教育の機能を高める上で特に大切である。学校週五日制の円滑な実施、いじめ問題への適切な対応、学校を取り巻く教育環境の改善など、緊急の課題が生じている。これらの課題への実効性ある対応のためには、学校と家庭・地域社会との密接な連携が重要である。また、社会からの様々な支援の受入れは、ややもすると閉鎖的になりがちな学校のこれまでの慣行や雰囲気の見直しの契機にもなる。

< P T A 活動の活性化 >

学校に対する地域社会の支援の拡充のためには、地域の人々が、自分たちの学校として愛着を感じ、学校の問題を共有しようとする気持ちを持つことが大切である。そのためには、学校側からその現状を知らせ、課題を理解してもらい、その上で協力を求めることが必要である。

このためには、P T A 活動の一層の活性化が不可欠である。P T A は、学校からの求めに応じ学校の諸活動に必要な支援・協力を行うとともに、学校を取り巻く課題を十分把握しながら、会員自らがやりがいを感じられるような、自主的な事業に取り組むことが重要である。また、組織的な活動ばかりでなく、個々の会員が各自の都合に合わせて柔軟に参加できるような多様な活動形態を工夫するとともに、職業を持つ人々が参加できるよう夜間や休日に活動の時間を設定するなどの工夫も考えられる。さらに、学校に対する地域社会の支援を拡充していくための一つの方策として、例えば、市町村教育委員会が核となり地域の社会教育団体や学識経験者などの参加を得て設けられる地域の教育問題に関する連絡協議の場に、P T A も積極的に参加していくことも考えられる。

P T A 活動は、男女共同参画社会へ向けてのモデルともなるべき活動であり、男女両性がいろいろな場で共に参画していくことが求められる。父親の積極的な参加を促すために、各種の会合などの開催時間や場所を見直すことも必要になる。さらには、P T A 活動への参加が保護者としてまた地域社会の構成員として当然のことであるとの認識が、企業を含め社会全体に広がる必要がある。行政としても、そのような意識の高まりや環境の醸成に向けて努力すべきである。

「社会教育関係団体」について

社会教育法 第3章 社会教育関係団体

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部科学大臣および教育委員会との関係)

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導または助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(国および地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

(報告)

第十四条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる

.....

「教育基本法」(抜粋)

平成 18 年 12 月 22 日公布施行

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

.....

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」(抜粋)

(平成 20 年 2 月 19 日)

中央教育審議会答申

<第 1 部 今後の生涯学習の振興方策について>

4. 具体的方策

(2) 社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり (学校・家庭・地域を結ぶ P T A 活動の充実)

- P T A は保護者と教員がお互いを高めあい、子どもたちの健全な育成を支援する団体であり、学校行事の支援や登下校時の安全対策等、地域の行事、親子が参加してふれあう活動、保護者に対する子育て教室等様々な活動を各地域の実情に応じて実施しており、前述の子どもの放課後の居場所づくりへの協力や早寝早起き朝ごはん運動の推進等、学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っている。
- 近年、一部の地域では、共働きや勤務形態の多様化等により P T A 活動に参加したくとも参加できない保護者がある一方で様々な価値観から P T A 離れが進んでいるとの指摘もあり、活動が停滞している P T A もあると考えられる。保護者にとって、P T A 活動は、地域の社会活動への参加の端緒となるものであることから、学校・家庭・地域の連携・協力を進める上で重要であり、各地域における P T A 活動状況等に関する実態の把握及び活動の充実が求められる。

京都府内の相談機関等

機 関 名 称	電話番号
●京都府総合教育センター [伏見区桃山毛利長門西町]	T E L 075-612-3268 075-612-3301
●京都府総合教育センター北部研修所 [綾部市川糸町堀ノ内]	T E L 0773-43-0390
●全国統一 24 時間いじめ相談ダイヤル	T E L 0570-0-78310
●京都府宇治児童相談所 [宇治市大久保町井ノ尻]	T E L 0774-44-3340
●京都府京都児童相談所 [上京区小川通中立売下ル下小川町]	T E L 075-432-3278
●京都府福知山児童相談所 [福知山市字堀小字内田]	T E L 0773-22-3623
●京都市児童相談所 [京都市上京区竹屋町通千本東入主税町]	T E L 075-801-2929
●京都地方法務局人権擁護課 [上京区荒神口通河原町東入]	T E L 075-231-0131
●京都地方法務局宇治支局 [宇治市宇治琵琶宇治法務合同庁舎]	T E L 0774-24-4122
●京都地方法務局園部支局 [南丹市園部町小桜町]	T E L 0771-62-0208
●京都地方法務局福知山支局 [福知山市字内記福知山地方合同庁舎]	T E L 0773-22-1293
●京都地方法務局舞鶴支局 [舞鶴市字西]	T E L 0773-76-0858
●京都地方法務局宮津支局 [宮津市字中ノ丁宮津地方合同庁舎]	T E L 0772-22-2561
●京都地方法務局京丹後支局 [京丹後市峰山町吉原]	T E L 0772-62-0365
●ヤングテレホン（24 時間対応） [京都府警察本部少年サポートセンター]	T E L 075-841-7500
●子どもの人権 110 番 月～金（祝日を除く）（8:30～17:15）	 0120-007-110
●京都いのちの電話（24 時間対応）	T E L 075-864-4343
●チャイルドライン京都（18 歳までの子ども専用電話） 月・木 16:00～21:00	T E L 075-594-8120

<府立特別支援学校 地域支援センター>

地域支援センター名	学校名	電話番号	所在地
視覚教育相談室	盲 学 校	075-492-6733	京都市北区紫野大徳寺町 27
京都府北部視覚支援センター	舞鶴分校	0773-75-1094	舞鶴市字南田辺 83
京都府聴覚支援センター	聾学校	075-461-8121 075-461-8122(FAX)	京都市右京区御室大内 4
京都府北部聴覚支援センター	舞鶴分校	0773-75-1094 0773-76-2711(FAX)	舞鶴市字南田辺 83
ももやま地域支援センター	桃山養護学校	075-621-4208	京都市伏見区桃山町遠山 50
向日が丘相談・支援センター	向日が丘養護学校	075-951-8361	長岡京市井ノ内朝日寺 11
サポート J O Y O	城陽養護学校	0774-53-7100	城陽市中芦原 1-4
南山城相談支援センター	南山城養護学校	0774-72-7255	相楽郡精華町大字山田
府立丹波養護学校地域支援センター	丹波養護学校	0771-42-5185	南丹市八木町柴山坊田 118
中丹養護学校地域支援センター	中丹養護学校	0773-32-0011	福知山市大字私市小字打溝 8
府立舞鶴養護学校特別支援教育 トータルサポートセンター	舞鶴養護学校	0773-78-3133	舞鶴市字堀 4 - 1
丹後地域教育支援センター よさのうみ	与謝の海養護学校	0772-46-2770	与謝郡与謝野町字男山 945

関係団体
ホームページ

- 京都府 P T A 協議会
H P : <http://w1.alpha-web.ne.jp/~kytfupta/>
- 京都府立高等学校 P T A 連合会
H P : <http://www.geocities.jp/kyotokopren/>

【メモ】

[illegible]

PTA役員OBからの応援メッセージⅡ

「〇〇さんが頑張っとななるんだもん。参加ぐらいせんと…」

今年一年PTAの役を頂いて一番嬉しかった言葉です。親子とも小学校初めてで、まだ保育所の子どももいるという方が地元のPTAで行った母親委員会の事業に参加して下さった時のことです。その方に“ご苦労様”と声を掛けた時に頂いた返事でした。ご本人は何気ない言葉だったのですが、この言葉のおかげで、京都府PTA協議会の理事という役のしんどさを感じずに一年を過ごすことができました。

今年初めて地元の本部の役をいただき、初めて郡市のPTA連絡協議会に出さしていただき、初めて京都府PTA協議会に参加させていただくという何もかも初めてづくしの一年でした。そんな中、京都府PTA協議会の理事会や府PTA指導者中央研修会、府PTA研究大会、日本PTA全国研究大会に参加し、京都府や日本中のあちこちで子どもたちの為に、また、子育てに頑張っておられる保護者の方の為に日々奔走している人たちがおられる姿を目の当たりにすることができました。そんな方々に出逢わせていただく機会が得られた事は、田舎の小さな町の小さな集団の中で過ごす私にとって広い視野で物事を考えるという良い機会になりました。いろいろな人の生き方に触れるということは書物で得る情報より勉強になるということ、身をもって体験した一年でした。

今、平成19年度を振り返ると、私自身が一步外に踏み出た年でした。鳥が安心して巣立つことができるのは後ろに親鳥がいるから飛び立てるのです。人も同じで未知の世界に飛び込むには後ろに誰かがいるという安心感で飛び込むことができます。京都府PTA協議会という今まで知らなかった大きな組織の一員として力が無いながらも続けられたのも、冒頭の嬉しかった言葉のとおり地元PTAの皆様が支えてくださっているという安心感が私にあったからです。人は人に支えられているということを心から実感した年でした。

今、世の中は人間関係が希薄になってきていると言われています。自分の知らない世界の人除外してしまいがちです。子どもの世界でも同じで、そういう中から、いじめや無関心ということが起こってくるのだと思います。人は人と関わらずに生きてはいけません。人と関わる大切さを大人が身を挺して示さなければ子どもには伝わらないと考えています。その為にも私たち大人が協力して頑張っている姿を子どもたちが見て、「僕たち私たちの為に頑張ってくれている。」と感じる子どもたちになってほしいと願う日々でもあります。今私たちが行っているPTA活動の場がその大きな役割を担っているのだと思います。そして、多くの人と人とのつながりを増やしていくことにより、この願いがかなえられると信じています。

－平成19年度京都府PTA協議会一理事－





<お問い合わせ>

京都府教育庁指導部社会教育課

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

TEL：075-414-5886

FAX：075-414-5888

HP：http://www.kyoto-be.ne.jp/syakyou/